

佐賀県選挙管理委員会告示第 46 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で同法第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定を変更した旨、唐津市選挙管理委員会から報告があった。

令和 3 年 9 月 17 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	変更事項	新	旧
北部集会所	施設の名称	北部集会所	先方部落集会所
天満町集会所	施設の名称	天満町集会所	天満地区集会所
川端集会所	施設の名称	川端集会所	川端地区集会所
愛宕上集会所	施設の名称	愛宕上集会所	愛宕上部落集会所
愛宕下集会所	施設の名称	愛宕下集会所	愛宕地区集会所
殿ノ浦集会所	施設の名称	殿ノ浦集会所	殿ノ浦部落集会所
小友集会所	施設の名称	小友集会所	小友地区集会所
大友集会所	施設の名称	大友集会所	大友地区集会所
片島集会所	施設の名称	片島集会所	片島部落集会所